

総社市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第16号

総社市図書館条例の一部を改正する条例

総社市図書館条例（平成17年総社市条例第106号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前									
<p>(図書館資料の利用等) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、図書館資料の複写を行う場合は、手数料として次の区分により徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <table border="1" data-bbox="163 949 1104 1066"><thead><tr><th data-bbox="163 949 658 991">区 分</th><th data-bbox="658 949 790 991"></th><th data-bbox="790 949 1104 991">金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="163 991 658 1032">日本工業規格B列5番からA列3番</td><td data-bbox="658 991 790 1032">白黒</td><td data-bbox="790 991 1104 1032">1枚につき 20円</td></tr><tr><td data-bbox="163 1032 658 1066">まで</td><td data-bbox="658 1032 790 1066">カラー</td><td data-bbox="790 1032 1104 1066">1枚につき 100円</td></tr></tbody></table> <p>3 略</p>	区 分		金 額	日本工業規格B列5番からA列3番	白黒	1枚につき 20円	まで	カラー	1枚につき 100円	<p>(図書館資料の利用等) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、図書館資料の複写を行う場合は、手数料として<u>1枚につき20円</u>を徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>3 略</p>
区 分		金 額								
日本工業規格B列5番からA列3番	白黒	1枚につき 20円								
まで	カラー	1枚につき 100円								

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。